

議案第 7 4 号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎  
市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 5 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 6 条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第 2 6 条 養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、  
あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を  
満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければなら  
ない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該  
各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を  
行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第26条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

参考資料

## 制 定 要 旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの設置者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととすること、養護老人ホームの施設長は、当該施設の管理上支障がない場合に、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること等のため、この条例を制定するものである。